学 則

| ①号又は名称 | 社会福祉法人聖徳会 |
|----------|----------------------------------|
| ②研修事業の名称 | 社会福祉法人聖徳会 介護職員初任者研修課程 |
| ③研修の種類 | 介護保険法施行令に基づく介護員養成研修 |
| ④研修課程及び | 介護職員初任者研修課程 |
| 学習形式 | ・通学形式 |
| | ・通信形式(通信学習実施計画書(別添2-10)を参照。) |
| ⑤事業者指定番号 | 5 5 |
| ⑥開講の目的 | 高齢社会の増大と共に多様化するニーズに対応した福祉サービスを提供 |
| | する為、専門的な知識、技術を有する介護職員の養成が急務とされてい |
| | る。そこで当法人としても地域の福祉に貢献する為、介護職員の養成を |
| | 行うものである。 |
| ⑦講義・演習室 | 講義:社会福祉法人聖徳会 地域交流センター「花水木」 |
| (住所も記載) | 大阪府松原市阿保 3-14-22 |
| | 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホームうえだ地域交流センター |
| | 大阪府松原市上田 8-11-11 |
| | 演習:社会福祉法人聖徳会 地域交流センター「花水木」 |
| | 大阪府松原市阿保 3-14-22 |
| | 大阪老人ホーム 1F、2F「浴室」 |
| | 大阪府松原市阿保 3-14-22 |
| | 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホームうえだ地域交流センター |
| | 大阪府松原市上田 8-11-11 |
| ⑧実習施設 | 1 実施しない |
| | 2 実施する (実習施設一覧表(別添2-7)を参照。) |
| ⑨講師の氏名及び | 講師一覧表(別添2-3)を参照。 |
| 担当科目 | |
| ⑩使用テキスト | 中央法規出版「介護職員初任者研修テキスト」 |
| ⑪シラバス | シラバス(別添2-2)を参照。 |
| 迎受講資格 | ・介護福祉サービスに従事することを希望する方、及び既に従事して |
| | いる方 |
| | ・全講義、演習、実習を指定した日時、場所で受講できる方 |
| | ・開講日時点において義務教育を終了している方(未成年者は保護者の |
| | 同意が必要) |
| ③広告の方法 | ・地域情報誌に掲載 |
| | ・ポスター掲示 |
| | ・新聞折込チラシ |
| | ・法人のホームページに掲載 |

| ⑭情報開示の方法 | 下記ホームページにおいて情報開示する。 |
|------------|--|
| | ホームページアドレス: <u>http://www.shoutokukai.net/</u> |
| | |
| ⑤受講手続き及び | ・受講希望者には、本学則、募集要項、直近の研修カリキュラム、申込 |
| 本人確認の方法 | 書を郵送もしくは研修事務局で手渡しする。 |
| (応募者多数の | ・受講申込み用紙に必要事項を記入し、原本確認が必要なことから研修 |
| 場合の対応方法 | 事務局へ郵送(FAX 可)もしくは持参し、本人確認を行う。(郵送の |
| を含む) | 場合は後日、本人確認を行う。) |
| | ・定員になり次第締め切る。但し、応募者多数の場合は選考を行う。 |
| | ・申込み結果は通知書により申込者宛に通知する。 |
| | |
| ⑩受講料及び受講 | 40,000円(税込) + テキスト代5,500円(税込) |
| 料支払方法 | 受講決定通知書記載の指定銀行口座へ規定期日までに振込むこと。 |
| | |
| 1 ①解約条件及び返 | 受講者からのキャンセル:振込み規定期日までに申し出があった場合は |
| 金の有無 | 振込み手数料を差引き返金する。 |
| | 尚、受講資格の違反や申込用紙に虚偽記載がある場合、納められた受講 |
| | 料は如何なる理由があっても返金しない。 |
| | 当法人からのキャンセル:募集期間終了後、応募者が8名に満たなかっ |
| | た場合は、開講しない。その際の受講料は返金する。 |
| | |
| 18受講者の個人情 | 個人情報保護規程策定の有無(有・無) |
| 報の取扱 | 申込書及び記録などの記載事項は、個人情報保護法により適正な管理を |
| | 行い、本研修実施に関する業務以外に使用することはない。 |
| | なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。 |
| | |
| 19研修修了の認定 | 認定方法:修了を認定した者には修了証明書を交付する。 |
| 方法 | 研修の修了年限:8ヶ月 |
| | 研修年限に補講も修了すること。出来ない場合には未修了扱いとなる。 |
| | 修了評価方法:(別添2-9)を参照。 |
| | |
| | |

| ②補講の方法及び | 補講の方法:個別対応もしくはレポート補講とする。 |
|---|---|
| 取扱 | ただし、「 (1) 職務の理解」及び「 (10) 振り返り」、並びに「 (2) 介護におけ |
| | る尊厳の保持・自立支援」の「③人権啓発に係る基礎知識」及び実技演 |
| | 習を実施する「(9)④生活と家事~⑭総合生活支援技術演習」のレポート |
| | による補講は認めない。また、レポートによる補講も下記の時間内に限 |
| | り認められるものとする。 |
| | 1. 「(2)介護における尊厳の保持・自立支援」 5 時間 |
| | 2. 「(3)介護の基本」 3 時間 |
| | 3. 「(4)介護・福祉サービスの理解と医療の連携」 7.5 時間 |
| | 4. 「(5)介護におけるコミュニケーション技術」 3 時間 |
| | 5. 「(6)老化の理解」 3 時間 |
| | 6. 「(7)認知症の理解」 3 時間 |
| | 7. 「(8)障がいの理解」 1.5 時間 |
| | 8. 「(9)こころとからだのしくみと生活支援技術」 12 時間 |
| | 補講の上限は38時間とする。 |
| | 個別対応補講費用:1時間あたり2,500円 |
| | ※ただし個別補講の場合は研修修了日が変更になる場合があります |
| | レポートを課した場合:添削・指導費用:1項目につき 2,000円 |
| ②科目免除の取扱 | 大阪府介護職員初任者研修実施要領の規定のとおり取り扱う。ただし、 |
| | 受講料の減免措置はない。(実務経験証明書提出) |
| ②受講中の事故等 | 受講中の実習については損害賠償保険にて対応 |
| についての対応 | |
| ②研修責任者名、所 | 氏 名:岩田 敏郎 |
| 属名及び役職 | 所属名:社会福祉法人聖徳会 |
| | 役 職:理事長 |
| 20課程編成責任者 | |
| | 氏 名:渡邊 涼子 |
| 名、所属名及び役 | 氏 名:渡邊 涼子 所属名:社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム |
| | |
| 職 | 所属名:社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム |
| 職 | 所属名:社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 役 職:生活支援課 課長 |
| 職 ②苦情等相談担当 | 所属名:社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 役 職:生活支援課 課長 連絡先:072-331-4164 |
| 職 ②苦情等相談担当 者名、所属名、役 | 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 役 職: 生活支援課 課長 連絡先: 072-331-4164 氏 名: 宇佐美 亜樹 |
| 職 ②苦情等相談担当 者名、所属名、役 職及び連絡先 | 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 役 職: 生活支援課 課長 連絡先: 072-331-4164 氏 名: 宇佐美 亜樹 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホームうえだ |
| 職 ②苦情等相談担当 者名、所属名、役 職及び連絡先 | 所属名:社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 役 職:生活支援課 課長 連絡先:072-331-4164 氏 名:宇佐美 亜樹 所属名:社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホームうえだ 役 職:生活介護課 課長 連絡先:072-339-1661 |
| 職 ②苦情等相談担当 者名、所属名、役 職及び連絡先 ③研修事務担当者 | 所属名:社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 役 職:生活支援課 課長 連絡先:072-331-4164 氏 名:宇佐美 亜樹 所属名:社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホームうえだ 役 職:生活介護課 課長 連絡先:072-339-1661 |
| 職 ②苦情等相談担当 者名、所属名、役 職及び連絡先 ③研修事務担当者 名、所属名及び連 | 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 役 職: 生活支援課 課長 連絡先: 072-331-4164 氏 名: 宇佐美 亜樹 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホームうえだ 役 職: 生活介護課 課長 連絡先: 072-339-1661 氏 名: 中村 友香 |
| 職 ②苦情等相談担当 者名、所属名、役 職及び連絡先 ②の研修事務担当者 名、所属名及び連 | 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 役 職: 生活支援課 課長 連絡先: 072-331-4164 氏 名: 宇佐美 亜樹 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホームうえだ 役 職: 生活介護課 課長 連絡先: 072-339-1661 氏 名: 中村 友香 所属名: 社会福祉法人聖徳会 法人本部事務局 連絡先: 072-331-4164 |
| 職 ②苦情等相談担当 者名、所属名、役職及び連絡先 ③研修事務担当者 名、所属名及び連 絡先 ②情報開示責任者 | 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 役 職: 生活支援課 課長 連絡先: 072-331-4164 氏 名: 宇佐美 亜樹 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホームうえだ 役 職: 生活介護課 課長 連絡先: 072-339-1661 氏 名: 中村 友香 所属名: 社会福祉法人聖徳会 法人本部事務局 連絡先: 072-331-4164 |
| 職 ③苦情等相談担当 者名、所属名、役職及び連絡先 ③研修事務担当者 名、所属名及び連絡先 ②情報開示責任者 名、所属名、役職 | 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホーム 役 職: 生活支援課 課長 連絡先: 072-331-4164 氏 名: 宇佐美 亜樹 所属名: 社会福祉法人聖徳会 大阪老人ホームうえだ 役 職: 生活介護課 課長 連絡先: 072-339-1661 氏 名: 中村 友香 所属名: 社会福祉法人聖徳会 法人本部事務局 連絡先: 072-331-4164 氏 名: 中村 友香 |

| ∞修了証書を亡 | 「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に |
|-----------|------------------------------------|
| 失・き損した場合の | 基づき証明書を交付する。 |
| 取扱い | 証明書交付に係る費用:500円 |
| 29その他必要な事 | 受講期間中、車での通学は厳禁 |
| 項 | 開講期間中に故意の事故等においては保険適用外とする。 |
| | 遅参の取扱い:授業開始前の出席確認時点で出席が確認できなかった場 |
| | 合は遅参扱いとし欠席とする。その際、当事業所が設定する日程におい |
| | て補習を受けなければならない。 |
| | 退校処分の取扱い: |
| | (1)講師の指示に従わず、授業を妨害した場合。 |
| | (2)講師や受講生に対し、暴力行為やセクシャルハラスメント等があった |
| | 場合。 |
| | (3)法人内の設備や備品を故意に乗損した場合。 |
| | (4)法人内にて迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを |
| | 行う場合。 |
| | (5)その他、公序良俗に反する行為があった場合。 |

※1 大阪府からのお知らせ

大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2(1)より抜粋

【内容及び手続きの説明及び同意】

事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するため に必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での 重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を 行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。

※2 研修事業者の指定担当

大阪府 福祉部 地域福祉推進室

福祉人材・法人指導課 人材確保グループ

電話:06-6944-9165